

[ホーム](#) > [報道発表資料](#)

令和2年12月23日  
金融庁

各種窓口のご案内

金融行政モニター

入札公告等

申請・届出・照会

パブリックコメント

情報公開等

利用者の方へ

採用情報

関連リンク

新着情報配信サー

調達情報配信サー

金融庁ソーシャル  
アカウント



PDFファイルをご覧いただくため  
Reader日本語版が必要です。  
お持ちでない方は、上のDownloa  
READERボタンをクリックし、手  
のソフトをダウンロードしてご覧  
しいウィンドウで開きます。

## 「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令(案)」、「 主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)等に 対するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令\(案\)](#)」、「[主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正\(案\)](#)」等につきまして、令和2年10月27日(火)から令和2年11月26日(木)にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、9件のコメントを頂きました。本件についてご検討いただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございます。ありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)をご覧ください。

### 2. 改正の概要

本件は、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされています。これを踏まえ、今般、国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印の廃止のため、金融庁が所管する関係内閣府令及び監督指針等について所要の規定の整備を行いました。

※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

あわせて、当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に旧氏(きゅううじ)の使用を可能とするため、内閣府令等及び監督指針等につき、所要の改正を行うこととします。

具体的な改正の内容については、別紙2から別紙30を御参照ください。

### 3. 公布・施行日

本件の内閣府令・監督指針等は、本日付で公布・施行されます。ただし、保険業法施行規則及び金融商品取引業等に関する内閣府令について、別紙2の附則に記載のある改正規定は、令和3年4月1日及び7月1日に施行されます。また、保険会社向けの総合的な監督指針(別紙15)及び少額短期保険業者向けの監督指針(別紙16)のうち、以下の改正規定は、令和3年4月1日から適用されます。

保険会社向けの総合的な監督指針：Ⅲ-1-10(保険募集人を加える部分に限る)、Ⅲ-2-4(1)工.、Ⅲ-2-4(1)カ。

# 「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令(案)」、「主要行等向けの総合的な監督指...

少額短期保険業者向けの監督指針：Ⅲ-1-9（少額短期保険募集人を加える部分に限る）、Ⅲ-2-4（1）オ、Ⅲ-2-4（1）キ。

## お問い合わせ先

金融庁 Tel：03-3506-6000（代表）  
内閣府令について 企画市場局総務課（内線3645）  
監督指針について 監督局総務課（内線3313）

(別紙1) [📄 コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

### 【内閣府令】

(別紙2) [📄 無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令](#)

(別紙3) [📄 外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令](#)

(別紙4) [📄 特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令](#)

(別紙5) [📄 加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令](#)

(別紙6) [📄 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令及び投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令](#)

(別紙7) [📄 認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令](#)

(別紙8) [📄 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令](#)

(別紙9) [📄 労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令](#)

(別紙10) [📄 中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令](#)

(別紙11) [📄 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則の一部を改正する命令](#)

### 【監督指針・ガイドライン等】

(別紙12) [📄 主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）](#)

(別紙13) [📄 信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）](#)

(別紙14) [📄 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）](#)

(別紙15) [📄 保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）](#)

(別紙16) [📄 少額短期保険業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）](#)

(別紙17) [📄 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）](#)

(別紙18) [📄 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）](#)

(別紙19) [📄 信用格付業者向けの監督指針（新旧対照表）](#)

(別紙20) [📄 貸金業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）](#)

(別紙21) [📄 清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）](#)

(別紙22) [📄 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係5前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）](#)

(別紙23) [📄 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係14資金移動業者関係）（新旧対照表）](#)

(別紙24) [📄 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係16暗号資産交換業者関係）（新旧対照表）](#)

(別紙25) [📄 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係9A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT））（新旧対照表）](#)

(別紙26) [📄 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係10 特定金融会社等関係）（新旧対照表）](#)

(別紙27) [📄 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（新旧対照表）](#)

(別紙28) [📄 特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）（新旧対照表）](#)

(別紙29) [📄 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱い（監査証明府令ガイドライン）（新旧対照表）](#)

(別紙30) [📄 公認会計士事務にあたっての留意事項ガイドライン（新旧対照表）](#)